（別紙）

日チリ経済連携協定（EPA）に基づく関税割当制度対象品目

（単位：トン）

【輸入国管理方式】

				平成19年度(注)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	備考
1	トマトピューレー・ペースト（トマトケチャップ・ソース製造用）	1次（枠内）	数量	1,850	3,900	4,100	4,300	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
			税率	無税													
		2次（枠外）	税率	16%													

（単位：トン）

【輸出国管理方式】

				平成19年度(注)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	備考
2	冷凍牛肉	1次（枠内）	数量	650	1,950	2,600	3,250	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
			税率	34.6%		30.8%											
		2次（枠外）	税率	38.5%													
3	牛の冷凍くず肉	1次（枠内）	数量	300	637	675	712	750	750	750	750	750	750	750	750	750	
			税率	11.5%, 19.1%		7.6% 12.7%											
		2次（枠外）	税率	12.8%, 21.3%													
4	豚肉及び豚肉調製品	1次（枠内）	数量	16,000	38,750	45,500	52,250	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
			税率	2.2%, 4.3%, 16%													
		2次（枠外）	税率	4.3%, 8.5%, 20%													
5	鶏肉	1次（枠内）	数量	1,750	4,000	4,500	5,000	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	
			税率	10.7%		8.5%											
		2次（枠外）	税率	11.9%													

（注）日チリ経済連携協定の発効が平成19年度途中の平成19年9月3日となることから、同年度の関税割当てについても年度途中の同年月日の開始となるため、各品目の19年度の合計割当数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、（同協定附属書で決められた割当数量）÷12ヶ月×6ヶ月となる。